



30消安第4295号
環水大土発第1811303号
平成30年11月30日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長



農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について

日頃、農薬行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

今般、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）が改正され、これまで、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、以下の1から3までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないこととされていたところ、3に該当する場合については、平成31年4月1日からは、農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととされております。

- 1 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）が、くん蒸により農薬を使用するとき
- 2 農薬使用者が、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用するとき
- 3 農薬使用者が、ゴルフ場において農薬を使用しようとするとき

つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡いただくとともに、1又は2に該当する場合には別記様式第1号により、また、3に該当す

る場合には別記様式第2号により、農薬使用計画書を農薬使用者の所在する地域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に提出いただくよう、御指導方よろしく願いいたします。

特に、別記様式第2号については、提出先として農林水産大臣及び環境大臣が記載されていますが、正本一通を地方農政局等に提出することに留意するよう周知願います。

また、農薬使用計画書を提出した後に変更が生じたときも、同様に変更後の農薬使用計画書を提出することになりますので申し添えます。

なお、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成16年1月19日付け15消安第5249号。農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）は廃止しますが、3の農薬使用計画書については、平成31年3月31日までの間は、同通知の別記様式第2号により提出いただくよう、御了知の上、御指導方よろしく願いいたします。

農 薬 使 用 計 画 書 (変 更)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

〔 法人の場合にあつては、その名
称及び代表者の氏名 〕

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 〔 第3条 〕 に基づき、
〔 第4条 〕

下記のとおり提出いたします。

記

農薬の使用計画

- 1 農薬の使用方法
- 2 使用する農薬の種類
- 3 使用する対象
- 4 使用する期間

(日本工業規格A4)

備考 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を線で消し、変更の場合は該当部分丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を線で消すこと。

注1 「農薬の使用方法」には、「航空機による散布」「くん蒸」等と記載する。

2 「使用する農薬の種類」には、農薬の有効成分名、又はその略称名及び剤型を記載する。

3 「使用する対象」には、くん蒸にあつては「倉庫」、「天幕」等の使用場所、航空機にあつては「稲」等の作物名を記載する。

農 薬 使 用 計 画 書 (変 更)

年 月 日

農林水産大臣 殿

環 境 大 臣 殿

住所

氏名

〔 法人の場合にあっては、その名
称及び代表者の氏名 〕

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第5条 に基づき、

別紙のとおり提出いたします。

(日本工業規格 A 4)

〔備考〕

- 1 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を線で消し、変更の場合は該当部分を丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を線で消すこと。
- 2 正本一通を地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に提出すること。

(別紙)

ゴルフ場の名称 _____

ゴルフ場の所在地 _____

年 月 日～ 年 月 日までの農薬使用計画は、以下のとおりです。

使用予定の農薬			使用方法	使用する対象
農薬の名称(登録番号)	農薬の種類	用途		
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				

(注)

- 1 名称は、〇〇液剤、水和剤、粒剤のように正確に記入する。
- 2 用途は、「殺菌剤」、「殺虫剤」、「除草剤」、「植物成長調整剤」、「展着剤」の区分を記入し、それ以外の区分については「その他」を記入する。
- 3 農薬の使用方法は、「散布」、「添加」、「土壌注入」、「土壌混和」、「灌注」、「樹幹注入」等と記載する。
- 4 使用する対象は、芝については「芝(G(グリーン))」、「芝(T(ティー))」、「芝(F(フェアウエー))」、「芝(R(ラフ))」、「芝(生産圃場)」の区分を、芝以外については「樹木類」、「樹木等」等の適用農作物等名を記入する。